

評議員及び役員選任規則

第1章 総則

(目的)

第1条 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）の評議員及び役員（理事及び監事）の選任に関する事項は、法令または本会定款について定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 推薦方法

(評議員候補者の推薦)

第2条 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内とする。

- (1) 各加盟団体を母体とし評議員会が推薦する者 116名以内
- (2) 理事会が推薦する学識経験者 14名以内

(理事候補者の推薦)

第3条 理事候補者については、次の各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で、評議員会に推薦するものとする。

- (1) 加盟競技団体が互選により推薦する者 9名以内
- (2) 加盟都道府県体協等が互選により推薦する者 9名以内
- (3) 理事会が推薦する学識経験者 10名以内
- (4) 前号に掲げる者のうち3名については、次の者を推薦するものとする。
 - ① 都道府県体育協会連合会幹事長
 - ② 日本スポーツ少年団本部長
 - ③ 本会事務局長

(監事候補者の推薦)

第4条 監事候補者については、本会定款に定める2名又は3名の範囲内で、理事会が評議員会に推薦するものとする。

第3章 役員定年制

(定年制)

第5条 理事及び監事は、選任時において、その年齢が70歳（以下「制限年齢」という。）未満でなければならない。ただし、第3条第3号に掲げる者が理事となる場合については定年制を適用しないことができる。

第6条 第3条第1号及び第2号により、加盟競技団体及び加盟都道府県体協等が推薦した理事候補者が制限年齢を超えているときは、その者は、評議員会における理事選任にあたって、理事候補者となる資格を有しない。

第4章 雑則

(本規則の変更)

第7条 この規則は、理事会の議決によって、変更することができる。

附則

1. この規則は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
2. この規則は、平成25年3月27日から施行する。
3. この規則は、平成30年4月1日から施行する。